

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

子どもが生まれた(る)とき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
出生届	生まれてから 14日以内(生まれ た日を含む。) 父又は母	<ul style="list-style-type: none"> 出生届書 母子健康手帳(時間外に宿直窓口で届け出られる場合は、後日開庁時間内に持参してください。) *個人番号通知書は、後日郵送します。 *出生届の届出地は、原則として、本籍地、出生地、届出人の住所地のいずれかです。 	<input type="checkbox"/>	3階②市民窓口課 (時間外は1階の宿直窓口で受け付けます。)
国民健康保険	生まれてから 14日以内 世帯主又は家族	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の国民健康保険被保険者証又は資格確認書等 母子健康手帳 届出人の本人確認書類 *別世帯の父母等が届けられる場合は、世帯主の委任状・委任された方の本人確認書類が必要です。 *資格確認書等は即日交付できない場合があります。 *次の①～③の場合は、出産育児一時金を申請してください。 ①出産費用より出産育児一時金が多い場合に差額を申請するとき ②直接支払制度を利用しないとき ③海外で出産したとき(必要な書類はあらかじめ担当窓口にお問い合わせください) <出産育児一時金の申請に必要なもの> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主の通帳 領収・明細書 直接支払制度の手続に関する文書 医師の証明(死産や流産の場合) 	<input type="checkbox"/>	3階⑥⑦ 保険年金課
国民年金 第1号被保険者 (産前産後の保険料 免除手続き)	出産した人又は 代理人	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳又は基礎年金番号通知書(基礎年金番号がわかるもの)もしくはマイナンバーカード(個人番号カード)等 母子健康手帳 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課

裏面に続く

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
児童手当	生まれてから 15日以内 父、母又は代理人	・請求者の保険資格情報が確認できる書類等 (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等) ・請求者の金融機関口座番号 (普通預金)が確認できるもの *初めての場合、マイナンバーカード(個人 番号カード)等(本人、配偶者)(注3)	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
子ども医療	出生後速やかに 保護者	・対象となるお子さんの保険資格情報が確認 できる書類等(健康保険証、資格確認書、資 格情報のお知らせ等)	<input type="checkbox"/>	
ひとり親家庭等医療	出生後速やかに 本人又は代理人	・保険資格情報が確認できる書類(健康保険 証、資格確認書、資格情報のお知らせ等)* 対象となる方全員分 ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(後日持参 でも可) *上記の他にも、提出をお願いする場合があ ります。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
児童扶養手当	—	申請される場合はご相談ください。 *資格、所得制限等一定の要件があり ます。	<input type="checkbox"/>	
母子健康手帳・妊婦 受診券の交付	妊娠した時 本人、夫 又は親族(関係が 明確にできる方) (注1)	・妊娠届出書 ・本人確認及び住所確認ができる書類 (運転免許証等) ・マイナンバーカード(個人番号カー ド)等	<input type="checkbox"/>	2階③ 子育て相談担当
出産子育て応援事業 (出産応援ギフト)	妊娠届出時(もし くは後)の保健師 との面談後 妊婦本人	面談後に申請書類をお渡しします。 ・申請者の口座情報(金融機関名、支 店名、口座番号、口座名義)を確認で きるもの	<input type="checkbox"/>	
(新生児)出生通知書 (ハガキ)	出生後速やかに 保護者	・母子健康手帳に添付されている出生 通知書(ハガキ)を郵送又は持参して ください。	<input type="checkbox"/>	
出産子育て応援事業 (子育て応援ギフト)	こんにちは赤ちゃん 事業(乳児家庭 全戸訪問)での面 談後 面談した方	訪問時に申請書類をお渡しします。 ・申請者の口座情報(金融機関名、支 店名、口座番号、口座名義)を確認で きるもの	<input type="checkbox"/>	

本人確認書類とは…マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証や、健康保険証又は資格確認書、パスポートなど

(注1) 代理人の場合は本人署名又は記名押印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(注2) 児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。

申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

(注3) マイナンバーカード(個人番号カード)及び必要な機器(インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン(対応機種のみ))で電子申請(マイナポータル)もご利用いただけます。

問合せ先

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521

(075) 812-0061 (代表)